



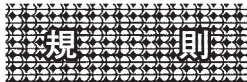
# 長野県報

3月24日(月)  
平成20年  
(2008年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) ..... 1



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第16号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を  
次のように改正する。

第116条の4第1項の表中

条例第144条第1項の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとする者	取得した設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の事業税について条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書又は条例第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限
条例第144条第1項又は第145条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者	取得した設備に係る償却資産について法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告する期限

を

条例第144条第1項又は第144条の2の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとする者	取得した設備を事業の用に供した日若しくは対象施設を設置した日の属する年又は事業年度の事業税について条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書又は条例第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限
条例第144条第1項、第144条の2又は第145条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者	取得した設備又は設置した対象施設に係る償却資産について法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告する期限

に

改め、同条第2項及び第3項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

第116条の4第4項中「固定資産税課税免除申請書(条例第144条第1項の表の誘導地域に係るものに限る。)」を「固定資産税課税免除(不均一課税)申請書」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

第116条の4第5項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

様式第8号の自動車税用を次のように改める。

(自動車税用)

(10.2センチメートル)

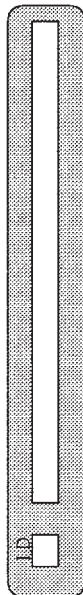
(8.3センチメートル)

(12.5センチメートル)

縦 11.4センチメートル  
横 31.0センチメートル

平成 年度 収入済通知書

長野県会計管理者 殿 下記の金額を収納しました。  
長野県総務部税務課



接納

年 額 納 税 額	円
延滞金	円
合 計	円

CVS収納用

納 税 期 限	平 成 年 月 日
納 付 確 認	
受 取 証 券 取 得 確 認 印	
み な す 日	

領 収 日 付 印

県 税 務 課 / 本 部 保 管

取 納 代 行 業 者

平成 年度 自動車税納税通知書(控)

口座番号	加入者	長野県総務部税務課
------	-----	-----------

接納

C#	年	期	別	登	録	番	号	C	D	納
税 額	円									
延滞金	円									
合 計	円									

納 税 期 限	平 成 年 月 日
---------	-----------

上 記 の と お り 収 納 し ま す 。

日	計
口	円
合 計	円

領 収 日 付 印
-----------

金 融 機 関 保 管 / CVS 店 補 保 管

平成 年度 自動車税納税通知書兼領収書

納 税 期 限	平 成 年 月 日
---------	-----------

※納付場所、延滞金の計算等については、裏面をご覧ください。

様

あなたの自動車税は左記のとおりですから納付してください。  
平成 年 月 日

長野県知事 印

登録番号	CD
税 額	円
延滞金	円
合 計	円

(納税者保管)

領 収 日 付 印
-----------

左記の金額を領収しました。

## (裏面)

- 1 賦課の根拠は、地方税法第145条及び長野県県税条例第56条の規定によります。
- 2 納期限までに納付されなかつた場合には、督促状が発布されます。督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかつた場合には、財産の差押えをすることになります。
- 3 納期限後に納付する場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に並び、納付税額が2,000円以上(1,000円未満の端数は切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額の延滞金額(全額が1,000円未満であるとき又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)を加算して納付してください。
- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 6 納付場所は、長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関並びに県内及び新潟県内の郵便局並びに収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアです。

## (備考)

- 1 条例第61条第4項の規定により普通徴収の方法により徴収する場合にあつては、この様式中「納期限後に納付する場合には、納期限」とあるのは「この納税通知書を発した日」と、「納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント」とあるのは、「この納税通知書を発した日の翌日からこの納税通知書において指定した納期限までの期間又は当該指定した納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント」とするものであること。
- 2 一般用の備考4は、この様式について準用する。

様式第154号の3中 「第144条第1項  
(第145条) を  
」

「第144条第1項  
第144条の2 に改め、同様式の注の2を次のように改め  
(第145条) 」  
る。

2 長野県県税条例第144条の2に規定する課税免除又は第145条に規定する不均一課税の申請にあつては、「特別償却適用の有無」欄は記入する必要がないこと。

様式第154号の3の注に次のように加える。

3 長野県県税条例第144条の2に規定する課税免除の申請にあつては、「当該土地上の特別償却適用家屋建設着手年月日」欄中「特別償却適用家屋」とあるのは、「対象施設の用に供する家屋」と読み替えるものとする。

4 長野県県税条例第145条に規定する不均一課税の申請にあつては、「当該土地上の特別償却適用家屋建設着手年月日」欄中「特別償却適用家屋」とあるのは「当該工場用の建物」と読み替えるものとする。

様式第154号の4中 「第144条第1項  
(第145条) を  
」

「第144条第1項  
第144条の2 に改め、同様式の注の2を同注の3とし、  
(第145条) 」  
同注の1の次に次のように加える。

2 長野県県税条例第144条の2に規定する課税免除又は第145条に規定する不均一課税の申請にあつては、「特別償却適用の有無」欄は記入する必要がないこと。

様式第154号の7の表題中「設備」を「設備(施設)」に改め、同様式の注の1中「又は」を削り、「日」の次に「又は設置した日」を加え、同注の5中「不動産取得税」を「長野県県税条例第145条に規定する」に改め、同5を同注の6とし、同注の4の次に次のように加える。

5 長野県県税条例第144条の2に規定する課税免除にあつては、(注)の1及び2中「対象設備」とあるのは「対象施設」と読み替えるものとする。

様式第154号の8に注として次のように加える。

(注) 1 長野県県税条例第144条の2に規定する課税免除にあつては、「特別償却適用家屋建設着手年月日」欄中「特別償却適用家屋」とあるのは「対象施設の用に供する家屋」と読み替えるものとする。

2 長野県県税条例第145条に規定する不均一課税にあつては、「特別償却適用家屋建設着手年月日」欄中「特別償却適用家屋」とあるのは「当該工場用の建物」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号の自動車税用の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除に関する規定の適用)

2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則第116条の4第1項、第3項及び第4項の規定は、平成20年1月1日から適用

する。

(用紙の使用に関する経過措置)

3 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定(様式第8号の自動車税用の規定を除く。)に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課